



# 埼玉県報

第 2 4 0 5 号  
平成 2 4 年 7 月 1 0 日  
火 曜 日

## 目 次

### 条例

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(地域政策課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(地域政策課\)](#)
- [南埼玉郡白岡町の市制の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし\(市町村課\)](#)
- [南埼玉郡白岡町の市制の施行に伴う関係条例の整備に関する条例\(市町村課\)](#)
- [埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(保健体育課\)](#)
- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例\(保健体育課\)](#)

### 告示

- [業務支援基盤\(グループウェア\)機器等の賃貸借に関する落札者等の公示\(情報企画課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(秩父地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村意見等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [手子林第三土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [肥料の登録に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [肥料の登録の失効に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [ヨーネ病疑似患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [県道騎西鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道騎西鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

### 雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）（地域政策課）

### 一 趣旨

水質汚濁防止法の一部改正に伴い、新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を狭山市及び上尾市が処理することとし、並びに南埼玉郡白岡町の市制施行に伴う規定の整備をするための改正

### 二 内容

- (一) 水質汚濁防止法の改正に伴う新規事務の追加等
- (二) 南埼玉郡白岡町の市制施行に伴う規定の整備

### 三 施行期日

平成二十四年十月一日

ただし、二(一)については平成二十四年八月一日

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表中「、白岡町」を削る。

別表第一項市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加える。

別表第六項第三号市町村の欄中「吉川市」の下に「、白岡市」を加える。

別表第七項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同表第十四項第一号市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加える。

別表第十五項第二号市町村の欄中「吉川市」の下に「、白岡市」を加え、同項第三号市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加える。

別表第二十二項市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加える。

別表第三十三項第一号市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加え、同項第四号市町村の欄中「吉川市」の下に「、白岡市」を加える。

別表第三十七項第一号市町村の欄、同表第四十五項市町村の欄、同表第五十一項第一号市町村の欄及び同表第五十七項第二号市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加える。

別表第六十三項第一号市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加え、同項第三号市町村の欄中「白岡町、」を削る。

別表第六十四項第六号市町村の欄、同項第七号市町村の欄、同項第八号市町村の欄及び同項第九号市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加える。

別表第六十八項事務の欄2中「第十三条の二第一項」の下に「、第十三条の三第一項」を加え、同欄4中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改める。

別表第七十七項第六号市町村の欄、同項第七号市町村の欄、同項第八号市町村の欄、同表第七十八項第一号市町村の欄、同表第八十九項第三号市町村の欄及び同表第九十項第一号市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加える。

別表第九十一項第三号市町村の欄中「吉川市」の下に「、白岡市」を加える。

別表第百項第二号市町村の欄及び同表第百三項第八号市町村の欄中「ふじみ野市」

の下に「、白岡市」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、別表第六十八項事務の欄の改正規定は、同年八月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

南埼玉郡白岡町の市制の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第四十一号）（市町村課）

### 一 趣旨

南埼玉郡白岡町の市制施行に伴い、関係条例を整備するための条例の制定

### 二 内容

関係十条例について、所管区域等の白岡町を白岡市に変更等するための規定の整備

### 三 施行期日

平成二十四年十月一日

## 条 例

南埼玉郡白岡町の市制の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十一号

南埼玉郡白岡町の市制の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(埼玉県税条例及び埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「吉川市」の下に「、白岡市」を加える。

一 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)第四条第二項第四号の表区域の欄

二 埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例(昭和四十二年埼玉県条例第二十一号)第一条の表埼玉県中央家畜保健衛生所の項管轄区域の欄

(埼玉県保健所条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「幸手市」の下に「、白岡市」を加える。

一 埼玉県保健所条例(昭和二十五年埼玉県条例第四十二号)第一項の表埼玉県幸手保健所の項所管区域の欄

二 埼玉県税事務所設置条例(昭和三十年埼玉県条例第四号)本則の表埼玉県春日部県税事務所の項所管区域の欄

三 埼玉県環境管理事務所設置条例(昭和六十二年埼玉県条例第四号)第二条の表埼玉県東部環境管理事務所の項所管区域の欄

四 埼玉県地域振興センター設置条例(平成十九年埼玉県条例第六十四号)第二条の表埼玉県利根地域振興センターの項所管区域の欄

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第三条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年埼玉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表久喜警察署の項管轄区域の欄中「南埼玉郡の内白岡町」を「白岡市」に改める。

(埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 埼玉県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加え、「及び白岡町」を削る。

（埼玉県児童相談所設置条例の一部改正）

第五条 埼玉県児童相談所設置条例（平成十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の表埼玉県中央児童相談所の項所管区域の欄中「蓮田市」の下に「、白岡市」を加え、「南埼玉郡のうち白岡町」を削り、同表埼玉県越谷児童相談所の項所管区域の欄中「のうち宮代町」を削る。

（埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第六条 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中川流域下水道の項流域関連公共下水道の処理区域の存する市町の欄中「吉川市」の下に「、白岡市」を加え、「及び白岡町」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（建築安全課）

### 一 趣旨

郵便局株式会社法の一部改正に伴い、郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の全ての規模の営業所について、引き続き建築物移動等円滑化基準に適合させるため、改正を行うものである。

### 二 内容

郵便局（日本郵便株式会社の営業所であって、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第一条に規定する郵便窓口業務を行うものをいう。）については、全ての規模について、建築物移動等円滑化基準に適合させることとする。

### 三 施行期日

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日



## 条 例

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十二号

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

十年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の項第九号を次のように改める。

九 銀行又は郵便局(日本郵便株式会社の営業所であつて、簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第一条に規定する郵便窓口業務を行うものをいう。)(別表第一の項中「すべて」を「全て」に改める。

#### 附 則

この条例は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）（県立学校  
人事課）

### 一 趣旨

県立特別支援学校一校の設置、県立高等学校五校の統合及び名称変更並びに県立高等学校一校の位置の表示の変更をするための改正

### 二 内容

- (一) 埼玉県立草加かがやき特別支援学校の設置
- (二) 県立高等学校五校の統合及び名称変更
  - ア 埼玉県立幸手商業高等学校と埼玉県立幸手高等学校を統合し、埼玉県立幸手桜高等学校とする。
  - イ 埼玉県立吉川高等学校の名称を埼玉県立吉川美南高等学校とする。
  - ウ 埼玉県立大井高等学校と埼玉県立福岡高等学校を統合し、埼玉県立ふじみ野高等学校とする。
- (三) 埼玉県立白岡高等学校の位置の表示の変更

### 三 施行期日

平成二十五年四月一日

ただし、二(三)については平成二十四年十月一日

## 条 例

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十二号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立幸手商業高等学校の項中「埼玉県立幸手商業高等学校」を「埼玉県立幸手桜高等学校」に改め、同表埼玉県立吉川高等学校の項中「埼玉県立吉川高等学校」を「埼玉県立吉川美南高等学校」に改め、同表埼玉県立福岡高等学校の項中「埼玉県立福岡高等学校」を「埼玉県立ふじみ野高等学校」に、「福岡字川袋五番地」を「大井字小田久保千百五十八番地の一」に改め、同表埼玉県立白岡高等学校の項中「南埼玉郡白岡町大字高岩」を「白岡市高岩」に改め、同表埼玉県立大井高等学校の項及び埼玉県立幸手高等学校の項を削る。

第三号の表中「埼玉県立深谷はばたき特別支援学校」深谷市本田五十番地を「埼玉県立深谷はばたき特別支援学校」深谷市本田五十番地」を「埼玉県立草加かがやき特別支援学校」草加市松原四丁目六番一号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二号の表埼玉県立白岡高等学校の項の改正規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（保健体育課）

### 一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額を改定するため  
の改正

### 二 内容

補償基礎額及び介護補償の額の改定

### 三 施行期日

平成二十四年八月一日

## 条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十四号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同項第三号中「五万二千二百七十円」を「五万二千五百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

別表中

五、九四三円	七、七二〇円	九、四〇〇円	一〇、六五三円
四、四五五円	五、三四〇円	六、三五八円	七、四三〇円

を

一一、五三八円	一二、二八五円	五、六六〇円	七、三五二円
八、四七三円	九、二五五円	四、二四三円	四、九二六円
			五、

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金

及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

# 告 示

埼玉県告示第九百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり告示する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
業務支援基盤（グループウェア）機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報企画課企画・研修指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 5 月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町 3 番地
- 5 落札金額  
85,850,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成24年 4 月20日



## 告 示

埼玉県告示第九百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ウイステ
- 三 代表者の氏名  
吉永 恵子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県春日部市粕壁四丁目3番13号2F
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、様々な困難な状況にある子どもたちに対して、安心して暮らせるような、また可能性を十分に発揮できるような、環境作りを目指す活動と支援（ソーシャルワーク）を行い、かれらを取り巻く、家庭、学校、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆめたまご

三 代表者の氏名

吉田 政則

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市瀬南百七十四番地

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害のある人に対し、自由な発想で創作活動を行う機会を提供し、充実した地域生活を送れるよう支援するとともに、障害のある人が自分の能力を発揮して活躍できる社会づくりに寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、障害のある人に対し、自由な発想で創作活動を行う機会を提供し、自立した日常生活又は社会生活を送れるよう介護支援をすることともに、障害のある人が自分の能力を発揮して活躍できる社会づくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年六月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人水源の里を豊かにする会
- 三 代表者の氏名  
三上 一郎
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県秩父市山田一七七十番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、人が森をはぐくみ利用しながら保全し、自然と人が共生できる森づくりを通して、地球環境の保全を図り地域社会に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第九百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミふじみ野店

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡二 百七十四 十八

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

夜間遅くまでのライトアップを控えるのと同時に、近隣住民宅側へ光が向かないよう注意して頂きたい。

近隣に住宅が接しているため、騒音等周囲環境に配慮する必要があるので、苦情発生時には基準などに基づく誠意ある対応をお願いしたい。

深夜〇時までの営業になることから、青少年非行の問題が心配される。その視点到立ち青少年の深夜の来店については、店内放送や声掛け等で帰宅を促して頂きたい。

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月十日から平成二十四年八月十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 告 示

埼玉県告示第九百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員に退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	越 沼 伊 佐 夫	埼玉県羽生市大字中手子林千十五番地一

# 告示

埼玉県告示第九百六十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、平成二十四年五月十六日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六八三号	ごま油かす 及びその粉 末	ごま油かす	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一・〇 加里全量 一・〇	関東食品廃棄物資源 化事業協同組合 埼玉県草加市柿木町 千八百十四番地三

# 告示

埼玉県告示第九百六十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六四一号	混合有機 質肥料	カニガラ 入り海藻 粉末	窒素全量 二・〇 りん酸全量 一・〇 加里全量 三・五 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十七 年三月七日	ミヤコ製肥株式会 社 東京都墨田区東墨 田二丁目十九番一 号
埼玉県第 六五二号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料8 号	窒素全量 八・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十七 年四月二十 七日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号
埼玉県第 五七五号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料6 4号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇	平成二十七 年五月三十 一日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号

	埼玉県第 五五二号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料1号	窒素全量 四・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十七 年六月二十 九日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号
	埼玉県第 六〇三号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料8 7号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 七・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十七 年六月五日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号
	埼玉県第 五七六号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料7 3号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十七 年五月三十 一日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号



	埼玉県第 五五三号	乾燥菌体	乾燥菌体	窒素全量	平成二十七	朝日工業株式会社
	肥料			四・五	年六月二十	東京都豊島区東池
	肥料2号			りん酸全量	九日	袋三丁目一番一号
			含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	二・〇		

# 告示

埼玉県告示第九百六十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六〇四号	混合有機質 肥料	混合有機質肥料 18号	窒素全量 一・八 加里全量 八・八 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋 三丁目一番一号
埼玉県第 六四三号	混合有機質 肥料	混合有機質肥料 252号	窒素全量 二・〇 りん酸全量 五・〇 加里全量 二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋 三丁目一番一号

埼玉県第 六一二号	なたね油か す及びその 粉末	からし粉末（肥 料用）	窒素全量	株式会社芥子屋四郎
			りん酸全量	埼玉県さいたま市桜 区中島一丁目二十九 番十一号
			加里全量	
			一・〇	
			二・〇	
			四・五	

# 告示

埼玉県告示第九百六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上田清司

伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区 域	発 生 年 月 日	処 置
ヨ―ネ病 牛	疑似患畜	一頭	埼玉県 熊谷市	平成二十四年 七月四日	隔離

# 告 示

埼玉県告示第九百六十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 一 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市佐間七 七番一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千四百・九三立方メートル

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 騎西鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字渡柳字西浦 二二四番三地先まで</p>	<p>行田市大字埼玉字下屋敷通 四六五一番一地从から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・九七 一六・二〇</p>	<p>六・三九 八・五四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一〇四〇・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>自歩道・交差点整備工事</p>		<p>備 考</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫



<p>騎西鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字埼玉字下屋敷通 四六五一番一地从から 同市大字渡柳字西浦 二二四番三地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年七月十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>自歩道・交差点整備工事。 平成二十四年七月十日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第 十七号で告示した道路区域の供 用開始である。 延長一〇四〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年七月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

指 定 番 号	第 二 号
指 定 道 路 の 種 類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 四 号
指 定 の 年 月 日	平 成 二 十 四 年 七 月 四 日
指 定 道 路 の 位 置	指 定 道 路 の 位 置
指 定 道 路 の 延 長 ( 単 位 メ ー ト ル )	<p>埼玉県二郷市彦沢一丁目一八二番地一 地先から 埼玉県二郷市彦江一丁目二四番地 地先まで</p> <p>埼玉県二郷市彦江一丁目四三番地 地先から 埼玉県二郷市花和田字上井堀五二五番地一 地先まで</p> <p>埼玉県二郷市彦江一丁目一八番地 地先から 埼玉県二郷市彦沢一丁目五九番地 地先まで</p> <p>埼玉県二郷市彦江一丁目九番地 地先から 埼玉県二郷市彦江一丁目四七番地一 地先まで</p> <p>埼玉県二郷市彦江一丁目四〇番地一 地先から 埼玉県二郷市彦江一丁目七番地一 地先まで</p> <p>埼玉県二郷市彦江一丁目七番地一 地先から 埼玉県二郷市彦江一丁目四一番地 地先まで</p> <p>埼玉県二郷市彦江一丁目四〇五番地 地先から 埼玉県二郷市花和田字上井堀五二五番地一 地先まで</p> <p>埼玉県二郷市彦沢一丁目一八四番地一 地先から 埼玉県二郷市彦沢一丁目一八四番地一 地先まで</p>
指 定 道 路 の 幅 員 ( 単 位 メ ー ト ル )	<p>四一六・〇〇</p> <p>二〇・〇〇から 二二・五〇</p> <p>二〇七・〇〇</p> <p>一四・〇〇から 二二・五〇</p> <p>一三三・〇〇</p> <p>八・〇〇</p> <p>二六三・〇〇</p> <p>八・〇〇</p> <p>二二六・〇〇</p> <p>八・〇〇</p> <p>二七〇・〇〇</p> <p>八・〇〇</p> <p>五九八・〇〇</p> <p>四・〇〇</p> <p>一一・〇〇</p> <p>四・〇〇</p>

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年七月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年七月三日

指令越建セ第二三〇〇四〇一号

### 二 検査済証番号

平成二十四年七月三日

越建セ第一六九一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚千二百三十五番三

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山县倉敷市酒津千六百六十番地

上原 剛毅

# 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十四年七月十日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成24年 4月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
米ぬか油かす及びその粉末	ポーソー油脂株式会社	5.5米ぬか油かす粉末	主成分 - TN、TP、TK				
なたね油かす及びその粉末	ヤマキ食品株式会社	5.3なたね油かす粉末	主成分 - TN、TP、TK				
	米澤製油株式会社	5.3なたね油かす粉末	主成分 - TN、TP、TK				
魚かす粉末	三幾飼料工業株式会社	8.0雑魚荒かす粉末	主成分 - TN、TP				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十四年四月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十四年七月十日

埼玉県病害虫防除所長 野 田 聡

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	H24.4.19 三和農工株式会社 埼玉県本庄市	ほ乳期子豚育成用配合飼料	マルサン人工乳アフターP配合飼料	24.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	子豚育成用配合飼料	マルサン子豚用AP配合飼料	24.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社鈴栄商事本社工場 千葉県銚子市	同上	魚粉	65%フィッシュミール	24.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
日本飼料株式会社 東京都港区	同上	とうもろこし	とうもろこし	24.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
ムサン油脂株式会社 埼玉県日高市	H24.4.23 埼玉県日高市	脱脂糠	脱脂糠	24.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
三幾飼料工業株式会社 埼玉県草加市	H24.4.25 三幾飼料工業株式会社草加工場 埼玉県草加市	魚粉	60%フィッシュミール	24.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要											違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	加水 %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプトン消化率 %	TDN %	ME kcal/kg		その他の検査
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	H24.4.19 三和農工株式会社 埼玉県本庄市	マルサン人工乳アフターP配合飼料	24.4	17.5以上	5.0以上	0.6以上	0.45以上	4.0以下	7.0以下							
				19.1	6.3	0.74	0.54	1.8	4.4							-



